

一定以上の所得のある方について、
所得に応じて課される住民税の税額

課 税 証 明 書

令和 6年度

氏 名	青梅 太郎	昭和61年11月 1日生
住 所	東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1	

一定以上の所得のある方について、均等に課される住民税の税額

課 税 標 準 額	税 額		
	所 得 割	均 等 割	年 税 額
課税総所得 0円			
以下余白	市 0円	3,000円	5,000円
	都 0円	1,000円	
	森林環境税	1,000円	

令和 5年分所得の内訳	所得控除の内訳	同一生計配偶者 無し			
給与所得金額 450,000円	生命保険料控除額 70,000円	扶養親族 老人 0人 (内同居老親 0人)			
(給与収入 1,000,000円)	基礎控除額 430,000円	特定 0人・16歳未満 0人・その他 0人			
以下余白	**以下余白**	扶養障害 特別 0人 (内同居 0人)・その他 0人			
		本人該当			
		税額控除等の内訳		市民税	都民税
		税額控除前所得割額	0円	0円	
		調整控除額	0円	0円	
		配当控除額	0円	0円	
		住宅借入金等特別税額控除額	0円	0円	
		寄附金税額控除額	0円	0円	
		外国税額控除額	0円	0円	
		税額調整措置額	0円	0円	
	所得控除合計 500,000円	配当割・株式等譲渡所得割控除額	0円	0円	

合計所得金額	450,000円
総所得金額等	450,000円

「令和6年度青梅市非課税化および均等割のみ課税化給付金」の対象は、以下の要件をすべて満たす方です。

令和6年6月3日時点で青梅市に住民票がある。
 住民票上の世帯全員について定額減税前の「令和6年度」の所得割が“0円”(均等割は0円でなくても可)。(所得割が0円で均等割が0円の方を『非課税』、所得割が0円で均等割が0円でない方を『均等割のみ課税』といいます。)
 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。(世帯員のうち一人でも、課税者に扶養されていない者がいる。)
 令和5年度の住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対する給付の支給対象となった世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主を含む世帯ではない。

課税証明書の書式は市区町村によって異なります。

上記のとおり相違ないことを証明し